

農地法第4条・第5条許可申請の添付書類一覧表

添 付 書 類	
個 人	1. 申請地の登記事項証明書の全部事項証明
	2. 申請者の住民票の抄本
	3. 位置図（申請地を示しておくこと）1/10,000程度
	4. 字限図（申請地、隣接地目、所有者名を記入）
	5. 付近見取図（申請地を示しておくこと）
	6. 事業計画書
	7. 事業計画図（配置図等）
	8. 平面図及び立体図
	9. 経費見積書
	10. 資金証明（残高証明書、融資証明書）
	11. 隣地農地及び水利組合（田主）、町内会の同意書
	12. 農振法による市長の証明書
	13. 代替地の検討書一式（第3種農地以外）
	14. 鮎屋川土地改良区の意見書(改良区内の土地のみ)
	15. 他法令に関連する場合は、その許可等を証する書類
	16. 申請書等閲覧書
法 人	1. 個人の2以外のすべて
	2. 法人登記簿謄本
	3. 法人定款の写し（原本証明必要）

- ◎ 申請書は正本と副本の2部提出してください（副本の証明書等は写しで構いません）。
申請書には、割り印を忘れずにお願いします。
- ◎ 申請地の隣接地が小作地の場合は、その耕作者名も字限図に記入してください。
- ◎ 「農振法による市長の証明」は2部作成し、産業振興部農政課へ提出してください。
- ◎ 上記の14について、当該申請地が鮎屋川土地改良区内にある場合、添付の書式を当該事務所（0799-22-7268）に提出の上、意見書の発行を受けてください。

〒656-8686

洲本市本町三丁目4番10号

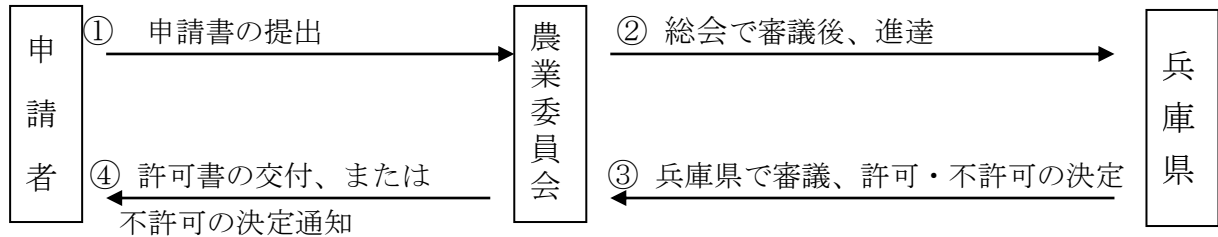
洲本市役所本庁舎3階

洲本市農業委員会事務局

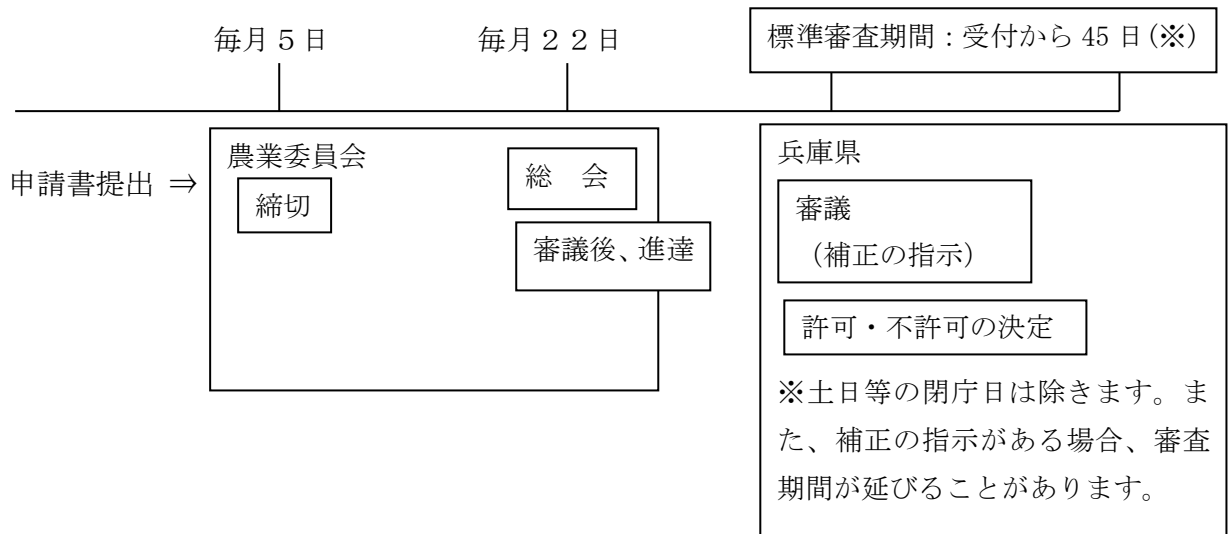
電話（0799）24-7628（直通）

FAX（0799）25-3590

農地転用許可申請書が提出されてからの事務の流れ



(参考例)



※ 注意事項

- 申請書は必要事項をみれなく記入し、添付書類もそろえて提出してください。
- 申請書の提出期限は毎月5日です。ただし、その日が閉庁日（土曜日・日曜日・祝日）のときは前日です。
- 農業委員会での審議は毎月22日です。ただし、その日が閉庁日（土曜日・日曜日・祝日）のときは前日です。
- 許可が下りるまでは、工事に着手しないでください。
- 許可後は速やかに転用目的どおり工事に着手し、知事に対し進捗状況（完了）報告書を提出のうえ、工事完了後は速やかに登記手続（地目変更登記等）を済ませてください。
- 工事期間中は農地転用許可済標識板（申請者で作成）を申請地に掲示してください。
- 許可書は再発行されませんので、大切に保管されるようお願いします。
- 申請地が農業振興地域の農用地区域内にある場合は、原則として農業用施設等を除き農地転用はできません。農用地区域内の土地か否かを産業振興部農政課で確認してください。
- 申請場所や申請内容によっては不許可となる場合がありますので、ご了承ください。

位置図、付近見取図

- ・申請箇所を着色し、明示してください。付近見取図は、申請地の付近の住宅や農地の状況が分かりやすい住宅地図でお願いします。

字限図

- ・赤線・青線を着色し、周辺の地目・所有者を記入してください。この際、県道や市道も必ず記入してください（大字・号図・方位・転写日等も忘れずに記入）。
- ・部分転用の場合、字限図に当該転用部分を明示してください。
- ・申請箇所が字限図の端に位置する場合は、合成図を別途作成し、申請箇所とその周辺が分かるようにしてください。

事業計画書

- ・申請目的や面積に整合性や実現性はあるか、提出前に再度ご確認ください。
- ・使用貸借権や賃借権の申請は、契約書の写しを忘れずに添付してください。
- ・周辺の非農地を含めて事業を行う場合、当該申請地だけでなく事業全体を具体的に記載してください。
- ・本事業実施に必要な金額を、土地の代金を含めて全て記載してください。

事業計画図

- ・境界線や隣接地番を明示し、施設がある場合は、その配置を記載してください。
- ・事業計画書の内容と事業計画図は必ず一致させてください。また、上下水の経路及び、雨水排水等の経路についても、忘れずに記載してください。
- ・露天資材置場では、具体的な資材名と数量、配置範囲を、露天駐車場では車両の配置場所と区画（番号を付番）を記載してください。

見積書

- ・申請内容を実施するために必要な費用の見積書を全て提出してください（原本提出）。
- ・土地の取得費や造成費のほか、建築物がある場合は建築費用や付帯工事費等、全ての費用を忘れずに提出してください。

平面図（面積が分かるもの）・立面図

- ・建物を建築する場合は必ず縮尺を明記した平面図・立面図を提出してください。
- ・追認であっても平面図・立面図は必要です。

代替地の検討

- ・検討範囲は、申請地を中心として1/1,500～1/3000の縮尺で住宅地図のA4に収まる程度のエリア内が目安です。この範囲内において、本事業を実施するための条件（例：道路接続状況や事業実施計画面積●●●㎡が確保できること等）を設定し、候補地を絞り込むと言った内容で、検討書をまとめてください（候補地の地図も忘れずに添付してください）。

他法令

- ・申請書提出の際に当該他法令の許認可を受けたことが分かる許可証等の写しを添付してください。他法令の許認可がまだ下りていない場合は、当該他法令の許認可を申請したことが分かる書類を添付してください（写し可）。